



(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一七日法律第二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和七年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和八年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和九年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和十年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和十一年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和十二年五月三一日法律第四二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。